

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前					改正後				
(前 略) (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 (略) 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (中 略) 別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係)					(1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } (同 左) 2 } 附 則 (令和8年達示第72号) この規程は、令和8年8月1日から施行する。 別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)					(同 左)				
医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(同 左)	
			午後5時15分から翌日午前9時45分まで	午前1時15分から午前2時15分まで					
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(略)		医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(同 左)	
(略)					(同 左)				
(後 略)									